

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置に対する措置(第7条—第16条)
- 第3章 路上喫煙に対する措置(第17条・第18条)
- 第4章 雑則(第19条)
- 第5章 罰則(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、世界文化遺産を有する姫路にふさわしい美しく安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、食べ物を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他のごみをいう。
- (2) 投げ捨て ごみ箱その他の空き缶等を回収するための容器(以下「回収容器」という。)以外に空き缶等を捨てることをいう。
- (3) 自動車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(以下「自動車」という。)、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号に規定する軽車両その他の車両、家具及び家電製品をいう。
- (4) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者(勤務、通学等をする者を含む。)及び区域内を通過する者をいう。
- (5) 事業者等 容器に収納した飲料若しくは食べ物、たばこ、チューインガム又は自動車等を製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。
- (6) 公共の場所 公有の場所であるか、私有の場所であるかを問わず、道路、公園、緑地、広場、海岸、海水浴場、港湾、河川、駅等の不特定多数の者が自由に利用又は出入りができる場所をいう。
- (7) 路上喫煙 公共の場所(室内及びこれに準ずる環境にある場所並びに当該公共の場所を管理する権限を有する者がたばこを吸うことができる場所として指定した場所を除く。)において、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。ただし、自動車(道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせた空き缶等を回収容器に収納するなど美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は、前条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、空き缶等の投げ捨て若しくは自動車等の放棄の防止又は路上喫煙の防止についての市民等の意識の啓発に努めるとともに、第3条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

2 容器に収納した飲料若しくは食べ物、たばこ、チューインガムを製造し、輸入し、又は販売する事業を行う者及びその団体は、回収容器を設置するよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第6条 公共の場所の管理者は、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙の防止についての市民等の意識の啓発に努めるとともに、第3条の規定により本市が実施する施策に協力しなければならない。

2 公共の場所の管理者は、当該公共の場所における空き缶等の投げ捨てを防止するため、清掃の実施等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置に対する措置

(空き缶等の投げ捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所にみだりに空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(自動車等の放棄の禁止)

第8条 何人も、公共の場所にみだりに自動車等を放棄し、若しくは放棄させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い犬の所有者又は占有者は、当該飼い犬が公共の場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを放置してはならない。

(勧告)

第10条 市長は、[第7条](#)の規定に違反して空き缶等の投げ捨てを行った者に対して、美しいまちづくりの推進を図るため必要な限度において、当該空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、[第8条](#)の規定に違反して自動車等が放棄されている場合において、当該自動車等を所有し、又は使用していた者が判明したときは、これらの者に対し、当該自動車等を撤去するよう勧告することができる。

(公表)

第11条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。ただし、[第15条](#)の規定により美化強化区域として指定されている区域において[第7条](#)の規定に違反し、[前条第1項](#)の規定による勧告を受けた者については、この限りでない。

2 市長は、[前項](#)の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者の出頭を求めて、釈明の機会を与えるため、意見の聴取を行うものとする。

(関係機関等への要請)

第12条 市長は、公共の場所に空き缶等の投げ捨てが行われ、自動車等が放棄され、又は飼い犬のふんが放置されていることにより美しいまちづくりを推進し難いと認めるときは、当該公共の場所の管理者に対して、空き缶等の回収、自動車等又は犬のふんの撤去その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市長は、公共の場所に空き缶等の投げ捨てが行われ、自動車等が放棄され、又は飼い犬のふんが放置されている場合において、これらの行為が関係刑罰法規に違反し、かつ、その違反が重大であると認めるときは、捜査機関に対して当該関係刑罰法規を適用するよう積極的に要請するものとする。

(重点環境美化推進区域の指定)

第13条 市長は、公共の場所における空き缶等の投げ捨てを防止するため、特に必要があると認める区域を重点環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、重点環境美化推進区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 [前項](#)の規定は、重点環境美化推進区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(施策の重点実施)

第14条 市長は、重点環境美化推進区域において、空き缶等の投げ捨てを防止するために必要な施策を重点的に実施するものとする。

(美化強化区域)

第15条 市長は、重点環境美化推進区域の中でも特に姫路の美しいまちづくりのために必要な区域を美化強化区域として指定することができる。

2 市長は、美化強化区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 [前項](#)の規定は、美化強化区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(命令)

第16条 市長は、美化強化区域において、[第10条第1項](#)の勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第3章 路上喫煙に対する措置

(路上喫煙禁止区域)

第17条 市長は、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

3 [前項](#)の規定は、路上喫煙禁止区域の指定の解除及び[前項](#)の規則で定める事項の変更について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第18条 何人も、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。

第4章 雑則

(委任)

第19条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第20条 [第16条](#)の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

第21条 [第18条](#)の規定に違反した者は、2千円以下の過料に処する。

附 則

[この条例](#)は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定及び第14条の次に3条を加える改正規定(第16条及び第17条に係る部分に限る。)は、平成13年5月30日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定(第21条に係る部分に限る。)は、平成20年10月1日から施行する。